

評議員の費用弁償に関する規程 社会福祉法人 知足会

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人知足会の定款第8条の規程に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により、費用を弁償する。

尚、評議員会出席以外の職務を行った場合も同様とする。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 旅費規程は職員の規程を適用する。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 2千円

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。